

〈判例評釈〉

ストック・オプションに係る事例

富田利雄

1. はじめに

選定した判例は平成15年8月26日判決・東京地方裁判所 平成12年（行ウ）第309号，平成13年（行ウ）第208号である。

争点は，①会社役員である原告が自己の勤務する会社の米国親会社から付与されたストック・オプションの権利行使益が，給与所得，一時所得又は雑所得のいずれかに該当するか，②更正の理由附記に不備があるかどうか，及び③更正処分が信義則違反により取り消されるべきか否か，の3点であるが，本稿では①の争点のみを取り上げて検討することとしたい。

主文は取消し（認容）である。

本稿はLEX/DBインターネット TKC法律情報データベースから取り出した資料を参考にして作成した。

2. 事案の概要

(1) 本件は，原告の平成10年分及び平成11年分の所得税申告に対し，北沢税務署長（以下「被告」という。）が，原告に生じたストック・オプション（会社が自社又は子会社の従業員，役員等に対して付与する，自社株式を一定の期間内に予め定められた権利行使価格で購入することができる権利）の権利行使益が一時所得でなく給与所得に当たるとして更正処分等を行ったことから，原告が，これらの処分は違法であると主張し，上記各処分等のうち，ストック・オプションの権利行使益を一時所得として算定した金額等を超える部分の取消しを求めている事案である。

(2) 米国インテル社が原告に付与したストック・オプションについて

ア 原告は，平成4年7月16日から平成11年4月30日まで，インテル株式会社（以下「日本インテル社」という。）の取締役を務め，うち平成5年9月9日から平成11年4月30日まで，同社の代表取締役を務めていた。

イ 日本インテル社は、昭和46年10月1日にアメリカ合衆国カリフォルニア州所在のインテル・コーポレーション（以下「米国インテル社」という。）の日本支社として営業を開始し、昭和51年4月28日にインテルジャパン株式会社として分社化した会社であり、その後、米国インテル社が、同社の100パーセント子会社であるアメリカ合衆国カリフォルニア州所在のインテルインターナショナル社に対し、日本インテル社の全株式を売却したことから、米国インテル社の100パーセント子会社であるインテルインターナショナル社の100パーセント子会社となり、現在に至っている。

ウ 米国インテル社におけるストック・オプション制度

米国インテル社においては、米国インテル社及びその子会社（以下「インテル」ということがある。）の利益を増大させることや重要社員の維持を目的としたストック・オプション制度が、遅くとも1984年（昭和59年）以降存在していた。

同制度によれば、米国インテル社のストック・オプションは、インテルの業務遂行において成功を収めることに、その判断、関心、能力及び特別な努力を通じて、広範な責任を持つ、インテルの主要な従業員及び社外取締役に対してのみ付与される。

オプションの購入価格は、取締役会のメンバーで取締役会から指名されたストック・オプション委員会により設定されるものとし、付与日における株式の公正市場価格の100パーセント以上であってはならない。

また、オプションは遺言又は相続及び遺産分配によってのみ譲渡可能であり、本人の存命中はオプションの被付与者によってのみ行使可能である。

さらに、オプションの行使期間は、付与日から10年間であるが、オプションの被付与者は、付与日から最低1年間インテルの社員の地位又は社外取締役の職務にとどまることに同意することとされており、被付与者である社外取締役が死亡、就労不能等により業務を終了した場合には、権利行使に制限が付される。

エ 原告は、日本インテル社に在職中に、米国インテル社との間でストック・オプション付与契約を締結し、同社から、同社のストック・オプション制度に基づき、同社の株式に係るストック・オプションの付与を受けた。

(3) 原告のストック・オプション権利行使益等に対する課税処分の経緯等

ア 原告は、平成10年中及び平成11年中に、米国インテル社から付与を受けたストック・オプションをそれぞれ行使し、平成10年中に6億9,649万1,740円、平成11年中に3億9,258万1,867円の権利行使益（以下、両年分の権利行使益を併せて、「本件権利行使益」という。）を取得した（原告が米国インテル社から付与され、平成10年及び平成11年中に行使したストック・オプションを「本件ストック・オプション」という。）。

イ 原告は、平成11年3月8日、被告に対し、原告の平成10年分に係る所得税について、平

成 10 年中に取得した権利行使益が一時所得に該当するとして、確定申告書を提出した。

これに対し、被告は、同権利行使益が給与所得に該当するとして、平成 11 年 12 月 24 日付けで、原告の平成 10 年分に係る所得税につき、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。

ウ 原告は、平成 12 年 2 月 29 日、被告に対し、原告の平成 11 年分に係る所得税について、平成 11 年中に取得した権利行使益が一時所得に該当するとして、確定申告書を提出した。

これに対し、被告は、同権利行使益が給与所得に該当するとして、平成 12 年 10 月 31 日付けで、原告の平成 11 年分に係る所得税につき、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。

3. 判 断

(1) 本件権利行使益が給与所得に該当するか否かについて

ア 給与所得の要件について

所得税法 28 条 1 項に規定する給与所得、すなわち「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与にかかる所得」とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうものであり、給与所得に該当するか否かの判断に当たっては、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかが重視されるべきであると解される（最高裁判所昭和 56 年 4 月 24 日第二小法廷判決）。

そこで、上記のような考え方に沿って、本件権利行使益が、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付に当たるか否かを具体的に検討することとする。

イ 本件権利行使益が雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付に当たるか

(ア) 被告は、本件権利行使益について、原告がストック・オプション付与契約に基づいて予約完結権を行使したことにより、付与会社に対する株式引渡請求権が発生し、付与会社が予め定められた権利行使価格により株式を引き渡す義務を負うことにより、当該株式の時価と権利行使価格の差額に相当する含み益が原告に無償で移転されたものと把握したうえで、このような経済的な利益は、原告による労務の対価に当たる旨主張する。

(イ) そこで、原告の得た本件権利行使益が原告による労務の対価として使用者から受ける給付に該当するというためには、そもそも本件権利行使益が使用者からの給付に係るものでなければならぬから、まず、本件権利行使益が、被告の主張するように、米国インテル社からの給付に

係るものであるか否かを検討する。

a 本件権利行使益は、いずれも、原告が日本インテル社に在職中に米国インテル社から同社のストック・オプション制度に基づいて付与された本件ストック・オプションを行使して得たものであることは、前記のとおりである。

b スtock・オプションを付与する旨の契約は、当然のことながら、それによって従業員等に対して直ちに具体的な権利行使益の発生までを約束するものではなく、実際にストック・オプションを行使することによって当該株式の時価と権利行使価格との差額に相当する含み益が発生するか否かは、当該株式の時価が権利行使価格を上回るか否かによって決定されるものであり、また、具体的にどれだけの額に相当する権利行使益が発生するかは、当該株式の時価が権利行使価格をどの程度上回るかによって定まるものである。

そのため、従業員等は、付与会社からストック・オプションを付与されたとしても、その後、権利行使が可能となった時点以降において客観的に当該株式の時価が権利行使価格を上回ることがなければ、実際に経済的利益を享受することはできないし、客観的にはそのような状況が生じたとしても、従業員等自身がさらなる株価の上昇を期待して権利行使の時期を逸した場合には、同様の結果となるものである。

そして、このようなストック・オプションの権利行使による経済的利益の発生の有無及び具体的な利益の額を左右する株式の時価は、当該企業の業績のみならず、企業の将来の収益力、金利、為替、国内外の景気の動向、政治や社会の情勢、投資家の動きなど、多様な要因に基づいて形成されるものであって、多分に偶発的な要素にも左右されるものであり、かつ、絶えず変動するものである。

これに対し、本件ストック・オプションは、日本インテル社の全株式を保有するインテルインターナショナル社について、その全株式を保有する米国インテル社（以下、このような関係を前提として、日本インテル社を「子会社」、米国インテル社を「親会社」ということがある。）の株式に係るものであるところ、ストック・オプションを付与された従業員等が子会社に提供する労務等と親会社の業績との間には、これを集団的に観察したようなときには一定の関係が存する場合があることは否定できないものの、株価に影響を与える親会社の業績と個々の従業員等の子会社に対する労務の提供との関係という面でみれば、その関係は著しく間接的かつ希薄化されたものであるのが通常であって、個々の従業員等の子会社に対する労務の提供を、前述の諸要因と同様に、親会社の株式の時価を形成する要因の一つとしてあげることは困難である。

そこで、ストック・オプションの権利を行使する者は、このように、株価が多様な要因に基づいて変動することを前提として、株価の動向を予測しながら、自らの判断において、権利行使の時期を選択し、実行するのが一般的であると考えられる。そのため、仮に付与会社から同一内容のストック・オプションを与えられたとしても、これを行使して得られる現実の権利行使益は、

これを行行使する者ごとに異なるものであり、個々の具体的な権利行使益発生の有無及び享受する権利行使益の額は、前述のとおり多様な諸要因によってその時々形成された株式の時価及び行使者自身の判断による権利行使の時期という、多分に偶発的、一時的な要因によって定まるものである。

c したがって、原告に生じた本件権利行使益は、それが米国インテル社から付与された本件ストック・オプションを行行使して得られたものであったとしても、その具体的な経済的利益の額が上記のような諸要因によって形成された株式の時価の変動と原告自身の権利行使の時期に関する判断とに大きく基因するものであることを捨象し、これをもって米国インテル社から原告に対して与えられた経済的利益であると評価することは、相当でないというべきである。

d (a) ところで、本件においては、被告は、前記のとおり、原告が付与会社から取得した経済的利益は本件権利行使益であると主張するものであるが、念のため、原告が付与会社から付与されたストック・オプション自体が経済的利益であり、その利益の額が本件権利行使益に相当すると解する余地があるか否かについても検討しておくこととする。

(b) この点については、ストック・オプション自体が将来の期待権として経済的価値を有することは当事者間に争いがなく、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するものとするいわゆる包括的所得概念の下では、このような期待権も経済的利得である以上、所得を構成するとみる余地があることは否定できない。

被告は、権利確定主義を根拠として、ストック・オプションに係る経済的利益が権利行使時において初めて確定する以上、それ以前に所得税を課税することはできず、その課税対象額も権利行使時において評価されるべきであると主張するが、いわゆる分離型の新株引受権付社債を発行した後、ワラント部分を買戻して従業員等に支給する、いわゆる擬似ストック・オプションの場合、ワラント部分の権利はストック・オプションと同様に一種の形成権と解され、譲渡が制限されるにもかかわらず、支給時において当該ワラント自体の価額相当部分に対し給与所得として課税されることに照らせば、形成権自体について経済的利益の実現が認められないとしたり、譲渡制限により経済的利益が実現できないことを理由に、ストック・オプション自体の価値に対して付与時に所得税を課税する余地がないとは解されない。

また、法的な権利の確定という観点からは、少なくとも一定期間の就労等の停止条件が成就して権利行使が可能となった時点には、ストック・オプション自体の権利が確定したものであるから、この時点で所得税を課税することも理論的には可能と考えられるところである。

ちなみに、相続人が被相続人の有していたストック・オプションを相続した場合、相続時における株価と権利行使価格との差額について相続税を課税する扱いとされていること、ストック・オプションのような特定の有価証券、商品等を一定の価格で買い受ける権利（コール・オプション）については、その価格をブラック＝ショールズ式等の方法により算定することが可能である

ことに照らせば、当該権利に係る経済的価値の評価が困難であることを理由として、権利行使時以前に所得税を課税することができないとはいえない。

(c) しかしながら、付与会社から労務の対価として供与されたストック・オプション自体に経済的価値があり、それが課税の対象となるとしても、その経済的価値は、付与会社から労務の対価として提供された時点において、当該株式の価格変動の可能性を踏まえたうえで、将来の一定期間に行使することが想定される期待権の経済的価値として把握されるべきであって、その後、企業の将来の収益力、金利、為替、国内外の景気の動向、政治や社会の情勢、投資家の動きなど、前述の多様な要因に基づいて形成された当該株式の時価と行使者自身の判断に基づく権利行使の時期によって定まった権利行使益の額をもって、付与会社が従業員等に供与したストック・オプション自体の経済的価値と評価することには、合理性があるとはいえない。

仮に、現実には得られた権利行使益をもって付与されたストック・オプション自体の経済的価値であると評価するとすれば、同時に同一の条件で付与されたストック・オプションであっても、その経済的価値は、株価の変動と行使者自身の判断による権利行使の時期などの事後的な要素によって異なった評価を受けることとなるが、これが不合理であることは明らかである。

(ウ) また、前記(イ)の点を暫く措き、仮に、本件権利行使益が米国インテル社からの給付に係るものであるとした場合、それが、雇用契約又はこれに類する原因に基づき、使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受けた給付といえるか否かについても検討する。

a 前記のとおり、給与所得は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうものであり、その判断においては、給与支給者との関係において空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるか否かが重要な要素となると解される。

b (a) そこで、本件権利行使益についてみるに、原告が子会社に取締役として在勤していたのに対し、本件権利行使益が親会社から供与されたものであることは前記2(2)のとおりであり、原告が親会社に在勤し、親会社に対して直接労務を提供した事実を認めるに足りる証拠はない。

(b) 一方、原告は、親会社におけるストック・オプション制度に基づき、原告と親会社との間で締結されたストック・オプション付与契約により、本件ストック・オプションの付与を受けたものであるところ、本件プラン（前記2(2)ウ）の内容に照らせば、原告がインテルの社員又は社外取締役の職務に一定期間とどまることが本件ストック・オプションに係る権利行使の条件とされているものと認められる。

しかしながら、このような条件は、被付与者である従業員等に対して子会社等に勤続するインセンティブを与え、もって優秀な人材を確保する趣旨から付されたものと解され、それによって、親会社との間で何らかの空間的、時間的拘束に服することや継続的ないし断続的な労務の提供を義務付けるものとは解されない。

他に、原告が親会社との関係で、子会社への労務の提供が義務付けられていたことを認めるに足りる証拠はない。

(c) また、親会社が子会社に対する経営支配を通じて子会社の労働力を利用し、子会社従業員等の勤労の成果を得る関係にあるとしても、原告の子会社に対する労務の提供は、原告と子会社との契約に基づくものであり、また、上記の労務の提供とアメリカ合衆国の企業である親会社の業績との関連が著しく間接的で希薄なことからすれば、原告の子会社に対する労務の提供をもって、親会社に対する労務の提供と同視することも相当とはいえない。

c ちなみに、親会社・子会社という関係が存在することのみをもって、直ちに親会社による子会社従業員等への権利行使益の供与が、実質的に子会社とその従業員等に対して支払うべき報酬の一部であるということも困難である。

そして、本件の証拠によっても、子会社と親会社の間において、子会社従業員の報酬の一部として親会社が権利行使益相当額の経済的損失を負担する旨合意したり、子会社従業員の報酬の一部を親会社がストック・オプションにより補填する旨合意したりするなど、親会社が供与した本件権利行使益について、原告の勤務に対して子会社が支払うべき報酬の一部を実質的に親会社が支払ったものと評価できるような事情を認めることはできない。

d したがって、原告が、親会社に対して労務を提供する義務を負っていたものとは認められないし、現実には、親会社との間で、何らかの空間的、時間的な拘束を受けて継続的ないし断続的に労務を提供する関係にあるとか、原告の子会社に対する勤労が、親会社に対する労務の提供と同視すべきような事情も認められないから、仮に原告の勤務先以外の第三者である親会社から本件権利行使益の給付を受けたとしても、それが「雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受けた給付」であるとは認めることはできない。

e なお、被告は、従業員等の地位に基づく給付という広い意味での労務の対価性こそが、勤労性所得である給与所得の本質的な要素であって、そのような広い意味での対価性が認められる限り、勤労者がその地位に基づいて受ける給付は、原則として給与所得に該当するというべきであり、厳密な意味における役務提供の反対給付でなくても、広く役務提供に由来する給付であれば、給与所得に該当すると解すべきであり、本件権利行使益はこれに当たる、と主張する。

しかし、原告が親会社に対して労務を提供する義務が存したり、現実には、親会社との間で何らかの空間的、時間的な拘束を受けて継続的ないし断続的に労務を提供し、あるいは、原告の子会社に対する勤労を親会社に対する労務の提供と同視すべきような事情が、いずれも認められない本件の事実関係の下では、本件権利行使益の供与が従業員等の地位に基づく給付であると解することは困難であり、被告の上記主張は採用できない。

(四) 以上のとおり、上記(イ)及び(ウ)のいずれの点からしても、本件権利行使益は、雇用契約又

はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付に当たるとは認められない。

ウ 小 括

以上によれば、本件権利行使益が給与所得に該当すると被告の主張は採用できない。

(2) 本件権利行使益が一時所得に該当するか否かについて

所得税法 34 条 1 項は、一時所得について、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得と規定しているところ、本件権利行使益が給与所得に該当しないことは、前記 (1) イ (エ) のとおりであり、その他の上記各所得区分のいずれにも該当しないことも明らかである。

また、本件権利行使益が、本件ストック・オプションに係る親会社の株価の変動及び原告自身の権利行使の時期に関する判断によってその発生の有無及び金額が決定付けられた、偶発的、一時的な性格を有する経済的利益であることは前記 (1) イ (イ) b 記載のとおりであるから、所得税法 34 条 1 項にいう「一時の所得」に該当するものというべきである。

さらに、本件権利行使益が労務その他の役務の対価としての性質を有しないことは前記 (1) イ (エ) のとおりであり、資産の譲渡の対価に当たらないことは明らかである。

したがって、本件権利行使益は、所得税法 34 条 1 項所定の一時的所得に該当するものというべきである。

(3) 本件権利行使益が雑所得に該当するか否かについて

所得税法 35 条 1 項は、雑所得について、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得と規定しているところ、本件権利行使益が一時所得に該当することは上記 (2) のとおりであるから、本件権利行使益が雑所得に該当するものということとはできない。

4. 検 討

(1) 本判決は、親会社、子会社という文言は使われているものの、米国インテル社と日本インテル社はそれぞれ別個の独立した法人であるとして位置付けをした上で、給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうものであり、給与所得に該当するか否かの判断に当たっては、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかが重視されるべきであるという考え方に沿って、本件権利行使益が給与所得に該当するか否かにつき、検討がなされていると認められる。

しかしながら、本事案はインテルという企業グループ内で設定されたストック・オプション制度に基づいて出現した課税問題であるから、同企業グループは米国インテル社を頂点とした、一つの有機的な組織であると強く認識した上で、検討がなされるべきであると思われる。

(2) 従業員等が付与会社からストック・オプションを付与されたとしても、同権利行使益発生の有無及びその額は当該企業の業績のみならず、企業の将来の収益力、金利、為替、国内外の景気の動向、政治や社会の情勢、投資家の動きなど、多様な諸要因によって形成された株式の時価及び被付与者自身の判断による権利行使の時期という多分に偶発的、一時的な要因によって定まることから、本件権利行使益は米国インテル社から原告に対して与えられた経済的利益であると評価することは、相当でないというべきである旨判示された。

しかしながら、ストック・オプション制度は権利行使を行うことを前提に設定されていると考えられるから、被告の主張のように、ストック・オプションを権利の付与とその権利の増加益の実現とに分けて所得税の課税を検討することは、権利行使益を報酬として与えるストック・オプション制度の実態に反すると思われる。

(3) 次に、権利行使益が労務の対価であるか否かについて、検討したい。

付与会社が実質的に自己の損失において被付与者に損失相当分の経済的利益を与えるものであるところ、合理的経済活動を行う会社は何らの反対給付を求めないことはあり得ず、ストック・オプションを付与する対象者、付与する場合の数量、条件等が当該従業員等の労務の実績、貢献度等を評価して定められることを勘案すれば、権利行使益は労務の対価である旨の被告の主張は妥当であると思われる。